

会 議 録

第6回定例会

開会 令和5年6月23日

教育委員会会議録

1 開 会 令和5年6月23日 午前10時

2 閉 会 令和5年6月23日 午前11時20分

3 教育委員会出席者

教育長	榊 浩一
委員	島 隆寛
委員	三木 千佳子
委員	河野 暁
委員	岡本 弘子
委員	横田 賢二

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	阿部 淳子
教 育 次 長	中野 敏章
教 育 次 長	生田 雅和
教 育 創 生 課 長	藤坂 仁貴
学校教育課学力向上推進室長	上岡 祐司
特別支援教育課長	田中 清章
体育健康安全課長	鳴川 幸恵
生涯学習課長	倉橋 文代
教育政策課長	内海 はやと
教育政策課副課長	櫻木 大介

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第13号及び議案第15号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項3 令和5年度中学校トップスポーツ競技育成事業選考結果について》

教育長 報告を求める。

体育健康安全課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

横田委員：全国的にこの時期（5月17日）に選考をしているのか。それとも、どこか他県の選考時期を参考にしているのか。時期設定の根拠を教えてほしい。

体育健康安全課長：他県の状況は分からないが、本県は毎年この時期に選考委員会を開催している。4月に学校が始まると、毎年、本事業の指定を希望する競技専門部から申請があり、この時期に選考するようになっている。

河野委員：本年度四国ブロックでの全中があるので、選考会の時期を早めにしてもよかつたのではないか。指定を早めて、事業内容を充実させることでよい成績が収められるのではないかと思う。

岡本委員：これからのスポーツ界を担っていく子供たちのために、指導者の育成も大事であると思う。指導者の指導力の向上を図ることができるような機会、例えば、他県から講師を招聘したり、様々な研修会に参加したりするシス

テムが構築できればよいと思う。

体育健康安全課長：今のところ、研修については、この育成事業の中に、強化練習会の開催や、優秀な指導者や有力チームを招聘するような取組も含まれている。ご意見を参考にしながら、よりよい研修を実施していきたい。

三木委員：競技の指定理由に進学先が書かれているが、陸上競技には進学先が書いていないのは、多様な進学先があるためか。

体育健康安全課長：陸上競技については、スポーツ拠点校であり、専攻実技種目として指定のある鳴門渦潮高校を進学先として。「とくしま競技力向上指定校事業」に陸上競技が入っていないので、ここには記載していないが、県としては、スポーツ拠点校として強化をしている。

《議案第12号 令和6年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

島委員：令和6年度入学者選抜は、スクール・ポリシーを反映させた2回目の入学者選抜となるが、1回目である昨年度の入学者選抜を実施して、学校現場から傾斜配点を変えたいなどの要望や、保護者及び合格者の感想は集約されているか。

教育創生課長：傾斜配点については、各高校からの要望を聞き、協議の上変更しているが、今回は変更なしであった。

教育長：4月に行われた、入学者選抜制度運用方法検討委員会では、どのような意見があったか。

補助者：令和5年度入試が終わった3月末に、各中学校及び各高等学校に対して、入学者選抜に関する意見聴取を行っている。この意見聴取は毎年行っており、4月には、次の入試である令和6年度の入学者選抜制度に関する検討委員会を開き、先に集約した意見聴取の内容を反映させている。また、今回の入試で、より目的意識を持った生徒が入学してきたことによって部活動が活性化された、という報道があったことから、各高等学校がより特色をもった入学者選抜ができているものと捉えている。

岡本委員：各高等学校が特色を生かした活動に取り組んでいるので、スクール・ポリ

シーを反映させた受検になるよう、各中学校での進路指導を実施していた
だきたい。また、受検に際しての合理的配慮はされているか。

補助者：合理的配慮については、特別措置申請の書類様式があり、受検生から特別措
置を希望する申し出があった場合には、申請を希望する中学校の校長と受検
先の高校の校長が相談の上、配慮事項を決定している。リスニングにおける
特別措置を申請する様式もある。

教育創生課長：例えば、一般選抜の学力検査の場合、要項の「3 ページ(2)オ」には、
特別措置申請の手続きについて、また、「6 ページ(7)」には、リスニ
ングも含めた特別措置についての記載がある。このように、各選抜ご
とに特別措置の手続きを記載している。

岡本委員：特別措置申請書には、希望する配慮事項を記載することができ、それぞれ
に応じた配慮がされていると思われる。要項の中に配慮についての記載が
あるほうがよいと思い、確認した。

三木委員：昨年度、入試制度が変わったことについての説明をどのように中学校へ伝
えたか。

教育創生課長：入試説明会を開催しており、今年度は、7月に中学校、高等学校それ
ぞれを対象とした入試説明会を開き、周知をする予定である。

三木委員：その説明会には、それぞれの学校の代表が参加して、説明内容を各学校で
周知する形なのか。

教育長：大きく制度が変わる令和5年度入試の時には、学校現場ができるだけ混乱し
ないように、基本方針及び選抜要項を前倒しで公表し、説明会を開いて早め
の周知に努めた。入試の変更点については、説明会等を通じて、校長及び進
路指導担当教員に十分ご理解いただいております。中学校へ伝わっていると考
えている。しかしながら、例えば当時、直接3学年の進路指導に関わらない学
年を受け持っていた教員には、まだ十分にご理解いただけていない点がある
ことも考えられる。引き続き、入試説明会での周知に努めるとともに、改め
て中学校の校長会を通じて、保護者の方へも、1学年の時から入試制度につ
いての広報をしてもらうよう伝える。

三木委員：育成型選抜では、12 ページに記載のある高等学校の学科で募集をしてい
るとの認識でよいか。

教育創生課長：そうである。

横田委員：昨年度から、傾斜配点を変更した高等学校はあるか。

教育創生課長：変更した学校はない。

横田委員：理数科を設けている各高校で数学、理科及び英語の傾斜配点が異なってい
るが、理由があるか。

教育創生課長：各高等学校の校長がそれぞれのスクール・ポリシーに基づいて判断し、配点を決めている。

横田委員：公表された傾斜配点をもとに、自分の得意科目や不得意科目を考慮して受検校を決める場合もある、と考えるよいか。

教育創生課長：そうである。

教育長 議案第12号を原案どおり決定してよいか諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第12号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 令和6年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内について》

教育長 報告を求める。

教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし。

《議案第14号 令和6年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。

特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

島委員：昔は、聴覚障がいの方が、歯科技工士になることが多かった。聴覚障がいがある方のための歯科技工専門学校が全国に2校あったが、聴覚障がいのある方の就職の状況が良くなったのか、なかなか生徒が集まらなくなって、廃校になることが決まっている。そして、時代の変遷で、就職先もいろいろと変わってくる。進路相談に乗る先生が、世の中の状況を考え、手に職つける方がよいのか、工場勤務等の方がよいのか、情報に基づいた進路相談ができると、親御さんは選択しやすくてよいと思う。難しいこととは思いますが、我々からしたら、採用状況も厳しくなっているし、状況をよく分かって相談に対応できるとよいのかなと思う。

特別支援課長：最近は、障がい者の雇用率も上がり、障がいのある生徒たちの就職率も上がっている。徳島聴覚支援学校については、毎年1名から2名程度、大学に進学する生徒もいて、選択肢が増えている。いろいろな好条件が重なって、特別支援学校の生徒たちが、就労、進学に向けて頑張っているという状況である。そのような情報を収集し、各校で生徒たちに合った進路指導を、県教委としても指導してまいりたい。

岡本委員：以前も同じことを申し上げたような気がするが、公立高等学校の場合は、たくさんQRコードが付いていて、視覚的に情報を得やすいような資料になっている。進学先を選ぶに当たって、支援学校における活動内容や、進路状況等について、視覚的にすぐに分かるような形で中学校等に提供していただけたらよいと思う。

教育長：視覚・聴覚支援学校卒業後の進路については、私も徳島聴覚支援学校の教頭として、進路の状況等が変わっていくのを見てきた。私がいた時も、歯科技工士の学校に進学したいという生徒が何人かいた。状況は、今、島委員がお話になったとおりである。一般企業の就職先からの、障がいのある人を積極的に採りたいという希望が、かなりある。それも、県外からのひきあいが毎年あるような状況である。また、新たに、しっかり活動できる人を採りたいという企業が名乗り出るようなこともある等、一般企業からの需要が非常に高い状況にあった。一方、視覚障がいのある方は、どうしても移動が難しかったり、パソコン等を使っての業務が、まだまだ一般企業の中でバリアフリー化されていなかったりすることで、聴覚障がいのある生徒に比べると、視覚障がいのある生徒の就職は、まだまだ厳しい状況が続いていたようであった。そのため、視覚支援学校には、あんま・マッサージ・はり・灸の専攻科を設置してある。そこを卒業して、専門的な、手に職をつけるというようなことを、まだまだやっていかなければならない状況は、続いているという現状がある。今後、企業の中のICT環境が整えられていけば、新たな展開も見えてくる可能性もあるが、現状では、そこまで成熟していない状況だと思っている。

教育長 議案第14号を原案どおり決定してよいか諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第14号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 令和6年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧について》

教育長 報告を求める。
特別支援教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし。

[非公開]

《議案第13号 徳島県教科用図書選定審議会の答申について》

《議案第15号 徳島県社会教育委員の委嘱について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時20分